

令和8年3月16日

令和 8 年 3 月

能代市農業委員会委員会議

議 事 録

能代市農業委員会

1. 日 時

令和8年3月16日

午後2時00分

2. 場 所

能代市役所新庁舎 会議室9、10

3. 出席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	佐々木 英樹	11	渡部 正人
2	舩谷 雅弘	12	工藤 次雄
3	佐々木 力	13	大高 富子
4	飯坂 司	14	菊池 正
5	佐々木 一也	15	伊藤 一美
6	伊藤 隆一		
7	大高 清勝	17	佐々木博子
8	菊地 勝美	18	安井 鐘美
9	佐藤 敏彦	19	平川 義市
10	袴田 謙		

4. 欠席委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
16	大鐘 正彦		

5. 事務局出席者

職 名	氏 名
事務局長	佐藤 栄一
係長	水谷 亮
主任	菊地 勇太

<p>6. 案 件</p> <p>議 案 番 号</p> <p>1 1</p> <p>1 2</p> <p>1 3</p> <p>協議事項 1</p> <p>協議事項 2</p> <p>報告事項 1</p> <p>報告事項 2</p> <p>報告事項 3</p> <p>報告事項 4</p>	<p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>農用地利用集積等促進計画について</p> <p>農用地利用集積等促進計画案に対する意見徴収について</p> <p>令和8年度農作業労働賃金の目安(案)について</p> <p>令和8年度年間行事予定(案)について</p> <p>非農地判断について</p> <p>許可不要の農地転用について</p> <p>農地法18条第6項の規定による通知について</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する回答について</p>
<p>7. 会議の概要</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>(開 会)</p> <p>ただ今から能代市農業委員会総会を開会いたします。 欠席の届出がありますので、ご報告いたします。 16番 大鐘 正彦 委員の1名です。 19名中18名の出席となっており、出席委員は定足数に達しております。 それでは、平川会長からご挨拶と総会の議長と進行をお願いいたします。</p> <p>それでは会議に入ります。 始めに、前回の会議以降の会務報告を事務局より願います。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>ただ今の報告について、ご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>ないようですので会議を進めます。</p> <p>次に、議事録署名委員の選出ですが、慣例に従い当方より指名したいと思います ますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないようですので、当方より指名いたします。 議席番号12番 工藤 次雄 委員と議席番号13番 大高 富子 委員 の両名をお願いします。</p> <p>次に、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と します。事務局の説明を願います。</p> <p>1ページをお願いします。</p>

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったため、承認するため提案します。

申請内容は、所有権移転が7件で、譲渡人が7人、譲受人が7人。申請土地の面積は、田が16,811㎡、畑が468㎡です。賃借権の設定は12件で、賃貸人が11人、賃借人が12人、申請土地の面積は、田が85,495㎡、畑が8,237㎡です。使用貸借権の設定は4件で、貸人が4人、借人が3人、申請土地の面積は、田が33,622.96㎡、畑が10,636㎡です。

次のページをお願いします。

主な内容についてご説明します。

整理番号1は所有権移転で、申請土地は朴瀬字宇藤坂■■■■■、地目は田で面積■■■■■㎡、価格■■■■■円で、移転事由は経営拡張となっています。

続いて3ページをお願いします。

整理番号8は賃借権の設定で、申請土地は中関■■■■■、地目は田で面積■■■■■㎡、10a当たりの賃借料■■■■■、申請事由は経営拡張、期間は10年間となっています。

続いて5ページをお願いします。

整理番号20は使用貸借権の設定で、申請土地は、朴瀬字林台■■■■■、地目は田および畑で、面積は田■■■■■㎡、畑■■■■■㎡、合計■■■■■㎡となっています。申請事由は新規就農で、期間は10年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議長 次に、**議案第12号 農用地利用集積等促進計画**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 7ページをお願いします。

議案第12号 農用地利用集積等促進計画の提出があったため、承認するため提案します。

申請内容は、利用権の設定が3件で、賃貸人が2人、賃借人が1人、転借

人が3人で、申請土地の面積は、田が11,010㎡です。権利の移転は4件で、移転人が3人、受け人が4人で、申請土地の面積は、田が47,364㎡です。

次のページをお願いします。

整理番号1は利用権の設定で、申請土地は、河戸川字中野■■■■■。地目は田で面積■■■■■㎡、賃借料は無償で、設定事由は農地中間管理権の再設定となっており、賃借期間は10年間となっています。

続いて9ページをお願いします。

整理番号4は権利の移転で、申請土地は字松長布■■■■■。地目は田で面積■■■■■㎡、移転事由は耕作者の経営縮小によるもので、残存期間は字松長布■■■■■が2年間、■■■■■が残り1年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参与がありますので、整理番号1番を先議します。

6番 伊藤 隆一 委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議長 整理番号1番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(伊藤委員着席)

議長 伊藤 隆一 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

議長 続いて、整理番号5番、6番を審議します。

12番 工藤 次雄 委員は暫時ご退席願います。

(工藤委員退席)

議長 整理番号5番、6番について何かご質問等はありませんか。

		(なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号5番、6番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
		(工藤委員着席)
議	長	工藤 次雄 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されたのでご報告します。
議	長	次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第12号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
		(賛成者挙手)
議	長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見聴取について を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		11ページをお願いします。 議案第13号 能代市長より農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたので、意見を付すため提案します。 申請内容は、所有権移転が5件で、譲渡人が5人、買受人が1人です。設定する土地は、田が68,652㎡です。 権利の設定は17件で、設定人が16人です。設定する土地は、田が202,748㎡です。 権利の移転は1件で、移転人が1人です。設定する土地は田が11,341㎡、畑が17,692㎡です。 次のページをお願いします。 整理番号1は、所有権移転で、申請土地は須田字上台■■■■地目は田で

面積■■■■■㎡、10a当たりの価格■■■■■円で、設定事由は経営拡張となっています。

続いて13ページをお願いします。

整理番号6は、利用権の設定で、申請土地は須田字上台■■■■■、地目は田、面積■■■■■㎡で、賃借料■■■■■円となっており、設定事由は公社売買にあたり、売買成立までの間、賃借権を設定するためとなっています。

続いて21ページをお願いします。

整理番号23は、権利の移転で、申請土地は荷八田字前谷地■■■■■。地目は田および畑で、面積は田■■■■■㎡、畑が■■■■■㎡、合計■■■■■㎡となっています。移転事由は後継者への継承にともなう経営移譲によるもので、残存期間は荷八田字前谷地■■■■■が残り9年間、荷八田字柳沢■■■■■が残り5年間、荷八田字大野■■■■■が残り10年間、真壁地字トトメキ沢■■■■■が残り8年間となっています。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入りますが、議事参加がありますので、整理番号15番を先議します。

10番 袴田 謙 委員は暫時ご退席願います。

(袴田委員退席)

議長 整理番号15番について何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問等がないようですので、採決に入ります。

整理番号15番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

(袴田員着席)

議長 袴田 謙 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。

議長 続いて、整理番号22番を審議します。

6番 伊藤 隆一 委員は暫時ご退席願います。

(伊藤委員退席)

議 長	整理番号 2 2 番について何かご質問等はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 整理番号 2 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 (伊藤委員着席)
議 長	伊藤 隆一 委員にご報告します。本案件は原案のとおり承認されましたのでご報告します。
議 長	次に、他の案件について質疑を行ないます。何かご質問等はありませんか。
菊池正委員	整理番号 2 番の所有権移転について、10 アール当たりの売買価格の違いはなにか。
事 務 局	ほ場条件による価格差と考えるが、譲渡人と買受人との話し合いの結果により決めたことであるため、特に確認はしていない。
菊池正委員	わかりました。
議 長	他にご質問はありませんか。
舩谷雅弘委員	整理番号 2 3 番の権利を受ける残存期間がそれぞれ違うのはなぜか。
事 務 局	権利を移転した人が利用権を設定した時期がそれぞれ違うため、今回、権利の移転を受ける人がそのまま期間を引き継ぐことになったため期間が違うことになる。
舩谷雅弘委員	わかりました。
議 長	他にご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議長 議案第13号について、意見なし、として提出することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成であります。よって、本案は、意見なし、として提出することに決しました。

議長 次に、協議事項1 令和8年度農作業労働賃金の目安(案)についてを議題とします。事務局の説明を願います。

事務局 協議事項1 令和8年度農作業労働賃金の目安(案)についてご説明いたします。

農作業労働賃金の目安ですが、農家が作業を受委託する際の賃金の決定にあたり、話し合いを円滑にさせていただくため、毎年度、農業委員会で農作業賃金の目安額を定め、広報やホームページ、窓口での単価表配布などで周知しております。

この金額はあくまで目安であり、単価表にも「この金額は、目安額を示したもので、実際のほ場の状況や地域の労働慣行等の実情により、当事者で協議の上、作業賃金を決定してください。」と記載しております。

令和8年度の農作業労働賃金(案)については、2月の総会終了後、農政専門委員会を開催し、令和8年度農作業労働賃金の目安(案)のとおりとしております。

検討資料の1ページ目、令和8年度農作業労働賃金の目安(案)についてですが、左から、作業種類・単位・区分・令和8年度金額案・令和7年度との料金比較・令和7年度の金額・備考となっております。

また、2ページと3ページに検討資料、4ページ目には広報やホームページ等での公表の際の表となっております。

令和8年度金額案について説明します。

2ページ目ですが、8年度の農政専門委員会での検討結果及び検討にあたり事務局が示した2案、一番右側の列には、7年度の山本郡3町及び県内の主な他市の平均額をまとめております。3ページ目では、山本郡3町及び県内の主な他市の設定料金を示しております。

令和8年度の農作業労働賃金(案)の検討後の変更内容ですが、令和7年度の最低賃金(令和8年3月31日からスタート)が951円から1,031円と約8%引き上げられたことから、事務局案1の令和7年度単価に一律に最低賃金上昇率の8%を乗じたものを採用しております。ただし「稲刈(コンバイン)作業」につきましては、農政専門委員会から上昇率8%で算出した単価では急激な単価上昇となってしまうことから段階的に引き上げたほうが適正との意見から、5%増に抑えた単価としております。

また、稲刈り及び脱穀の備考欄に記載している「粃運搬賃」につきましては、1割増の1,100円以上に変更しております。

事務局からの説明は以上です。

議長 よろしくご協議くださいますようお願いいたします。

議 長	<p>事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>協議事項1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、協議事項2 令和8年度 年間行事予定(案)についてを議題とします。事務局の説明を願います。</p>
事 務 局	<p>協議事項2 令和8年度年間行事予定(案)についてご説明いたします。</p> <p>本日の配布資料の、A4両面印刷1枚、タイトルが令和8年度年間行事予定(案)をご覧ください。</p> <p>この表は、農業委員会総会等毎月の定例行事と農地パトロール等の年間活動の実施日の計画案です。先ほど午後1時から運営委員会を開催し、意見を伺い、作成したものです。</p> <p>毎月行われる定例的な行事については、上旬と下旬に現地調査、中旬に総会を予定しております。</p> <p>また、会長には毎月下旬に秋田市で開催される秋田県農業会議の常設審議委員会のほか、秋田県農業会議・県北地区農業委員会会長会・秋田県都市農業委員会会長会等の会議に出席していただくこととなっております。</p> <p>定例的な行事以外で委員全員が関係する行事について説明していきます。</p> <p>6月19日 能代市農委全農新聞普及推進協議会総会を開催します。</p> <p>7月16日 総会と同日に、農地パトロール実施説明会を開催します。</p> <p>8月の日時は未定ですが、地区別農業委員会研修会で、例年大館市で開催されている農業情勢や委員活動についての研修会です。</p> <p>11月上旬 秋田県農業委員会大会で、今年は由利本荘市で開催されることになっております。</p> <p>令和9年の1月19日 農業委員、農地利用最適化推進委員合同の新年会を計画しておりますが、こちらは改めて実施についてご相談します。</p> <p>令和9年3月16日 総会と農地利用最適化活動に関する説明会となります。主な予定は以上となります。</p> <p>以上、よろしくご協議くださいますようお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。</p>
佐藤敏彦委員	<p>4市町の合同研修を開催してはとの意見があったと思うがその後検討されたか。</p>

事務局	<p>次年度は農業委員の改選を控えている町もあり、また、農業会議主催の研修もあるので今のところ予定していないが、3町の意向も確認して、同意が得られれば検討したい。</p>
佐藤敏彦委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にご質問はありませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>協議事項2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>次に、報告事項1 非農地判断についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>27ページをお願いいたします。</p> <p>報告事項1 非農地判断についてご報告をいたします。</p> <p>農地への復元が困難と見込まれた農地について、農地法第2条第1項で規定する農地に該当しないものと判断したため報告します。</p> <p>農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地として非農地判断した農地は、田が207筆、面積は19万483.93㎡、畑が79筆、面積は7万4千428㎡、計286筆、面積は26万4千911.93㎡です。</p> <p>はじめに、再生利用が困難な農地とは、既に森林の様相を呈している場合や周辺の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地であって、かつ、基盤整備事業の実施等が計画されていない農地が対象となります。</p> <p>非農地判断するまでの経緯としては、農地パトロールの結果、再生利用が困難な農地と思われる所有者等へ、非農地と判断することの意向について、事前に通知し、確認を行っております。また、土地改良区や農業振興課へ事前確認を行い、非農地化に支障がないと回答があった土地について、非農地判断を行っております。</p> <p>所有者等へ非農地通知を3月6日付けで発送いたしました。法務局で登記地目を変更するよう文書を同封しております。</p> <p>非農地と判断した土地は、28ページ以降の一覧表となります。</p> <p>左側から、整理番号、所在地、地目、面積、所有者としております。</p> <p>地目の現況は、原野又は山林と判断しております。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等はありませんか。
伊藤一美委員 一覧に記載されている二ツ井町荷上場については、これ以上に非農地と判断される農地があるため今後調査ができないか。

事務局 令和7年度の農地パトロールの結果、非農地と判断した農地は以上となるが、次年度以降の農地パトロールにおいて調査したい。

伊藤一美委員 わかりました。

議長 他にご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問がないようです。
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、**報告事項2 許可不要の農地転用**についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 37ページをお願いいたします。
報告事項2 許可不要の農地転用について届出がありましたので報告いたします。
届出のあった件数は3件5筆で、面積は田が5,714㎡の内605.12㎡です。

38ページをお願いします。

整理番号1と整理番号2は一連のものであるため、一緒に説明いたします。

届け出のあった土地は、整理番号1番 扇田字伊勢堂前[]の田で、転用面積[]㎡の内[]㎡。整理番号2番 扇田字伊勢堂前[]の田で、転用面積[]㎡の内[]㎡です。

申請地は東部公民館より北東へ約500mにある農地です。

位置図は 39ページに記載しております。

申請内容は、当該地は農道が狭いため農業機械が入りづらく、水路の横断もあるため、作業の効率改善及び安全確保のため、農道を拡幅するものであります。

こちらにつきましては、農地法施行規則第29条第1号の「耕作の事業を行うものが、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは増進のため」に該当するため、許可不要として届け出を受理いたしました。

整理番号3番 届け出のあった土地は、竹生字天神[]の田で、転用面積[]㎡の内[]㎡です。

申請地は道の駅みねはまより[]農地です。

位置図は 40ページ、土地利用計画図は41ページです。

申請内容は、当該地周辺エリアにおける移動通信の品質を確保するため、携帯電話用無線基地局を設置するための転用事業となっております。

こちらにつきましては、農地法施行規則第53条第15号の「認定電気通信事業者が空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設を設置するために必要な敷地に供するため」に該当するため、許可不要として届け出を受理いたしました。

報告は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問等ありませんか。

(なしの声)

議長 ご質問がないようです。
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、**報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 次に、**報告事項4 地目変更登記に係る照会に対する回答について**を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(説明省略の声)

議長 説明省略の声がありましたが、説明を省略してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議が無いようですので説明を省略させていただきます。
報告事項でありますのでご了承願います。

議長 続いて、その他に入ります。事務局から説明願います。

事務局 ・今後の行事予定について

議長 委員のみなさん方から何かありませんか。

(なしの声)

議

長

ないようですので以上を持ちまして総会を閉じたいと思います。

終了 午後2時45分

議 長

議事録署名委員

1 2 番

1 3 番